

令和 7 年 3 月

定例教育委員会会議

会議録

令和 7 年 3 月 24 日開催

## 会議録

開催日時		令和7年3月24日（月）	午後7時00分 開会 午後8時46分 閉会	
場所		旭川市教育委員会 教育委員会室		
教育長 及び委員		教育長 野崎 幸宏、 <small>教育長職務代理者</small> 伊東 義晃、委員 近藤 美保 委員 坂田 葉子		
出席者	事務局 説明員	学校教育部長 坂本 考生	社会教育部長 佐藤 弘康	
		学校教育部次長 中瀬 恭子	社会教育部次長 主藤 肇	
出席者	事務局 職員	学校教育部次長 末木 良典	文化振興課長 坂本 剛	
		学校教育部主幹 工藤 秀敏	公民館事業課長 松里 秀一	
出席者	事務局 職員	適正配置担当課長 今 多生		
		学校ICT担当課長 成田 一郎		
出席者	事務局 職員	教職員課長 山下 聰司		
		教育政策課長補佐 佐々木孝二郎		
出席者	事務局 職員	教育政策課主査 朝倉 裕幸		
		0人		
公開・非公開の別		一部非公開		
会議次第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第2号 旭川市教育委員会規則の読み点の表記を改める規則の制定について</li> <li>・議案第3号 旭川市教育委員会訓令の読み点の表記を改める訓令の制定について</li> <li>・議案第4号 中原悌二郎賞選考委員の委嘱について</li> <li>・議案第5号 旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について</li> <li>・議案第6号 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）の策定について</li> <li>・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について</li> <li>(2) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定と公表について</li> </ul>		

て

- (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
  - (4) 旭川市における性に関する指導の策定について
  - (5) 令和7年度旭川市確かな学力育成プランの策定について
  - (6) 令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催について
  - (7) 第8回井上靖記念文化賞受賞者の決定について
- 6 その他
- 7 閉会

審議内容	
発言者	発言要旨
教 育 長	<p>《開会》</p> <p>ただいまから、令和7年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p> <p>本日の会議録署名委員は伊東委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《前回会議録》</p> <p>会議録ですが、令和6年8月第1回臨時会、第2回臨時会、8月定例会、8月第3回臨時会、9月定例会、10月定例会、11月定例会、12月定例会、令和7年1月定例会及び2月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということでよろしいですか。</p>
各教委員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、これら10回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《審議事項》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案4号、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項(3)及び報告事項(7)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各教委員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第4号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(3)及び報告事項(7)は、秘密会といたします。</p> <p>また、議案第4号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(3)は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各教委員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第4号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(3)は、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>それでは議案第1号に入りますが、議案第1号から議案第3号までは、現在第1回定例会が開会中であり明日終了予定となっております。</p> <p>本来この議案については、定例会が終わり議案の賛否を確認してから付議する内容でありますが、4月1日の施行に伴い今後会議を招集することが困難であるため、1日前に付議をさせていただいております。</p> <p>議会の運営上、議会運営委員会で本会議の内容を先に把握でき、関連する</p>

	<p>議案については、皆さん賛成を予定されているというところであります。</p> <p>そのため今回付議をしているところでありますが、本会議で不測の事態があり変更点があれば、皆さんにお知らせをして扱いについてお話をさせていただきます。</p> <p>現在の予定だと、関連議案は明日賛成されるということを踏まえて本日付議をさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>令和7年3月末の旭川市立嵐山小中学校の閉校に伴い、同校に設置されている江丹別公民館嵐山分館を廃止するため、規則の第2条第2項第3種施設「社会教育部公民館事業課江丹別公民館 嵐山分館」を削除するものでございます。</p> <p>施行日は令和7年4月1日としております。</p> <p>本案について御意見、御質問等はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号「旭川市教育委員会規則の読みの表記を改める規則の制定について」及び議案第3号「旭川市教育委員会訓令の読みの表記を改める訓令の制定について」は改正する内容が同様なものとなりますので、一括して説明をお願いします。</p> <p>まず、議案第2号「旭川市教育委員会規則の読みの表記を改める規則の制定について」、現在、本市では公用文の文書の答弁表記につきまして「、(コンマ)」を用いておりますが、国の文化審議会において令和4年1月に「公用文作成の考え方」が示され、読みは原則「、(テン)」を用いる旨が示されました。</p> <p>これを受けて令和7年4月1日から、本市の公用文において「、(テン)」を用いることとなり、旭川市教育委員会規則においても、読みの表記を「、(テン)」に改めるために規則を制定するものでございます。</p> <p>施行日は令和7年4月1日としております。</p> <p>続いて、議案第3号「旭川市教育委員会訓令の読みの表記を改める訓令の制定について」、御説明申し上げます。</p> <p>こちらも議案第2号の規則改正と同様に、教育委員会内部への通達などを行う訓令において読みの表記を「、(コンマ)」から「、(テン)」に改めるための訓令を定めるものでございます。</p> <p>こちらも施行日は令和7年4月1日としております。</p> <p>ただいま議案第2号と議案第3号について一括して説明がありました。</p> <p>本案について御意見、御質問等はありますか。</p> <p>学校教育部所管の学校及び社会教育施設についても、一齊に変更していくという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>市の行政機関は全市的に変更していくことになります。</p>
--	---

近 藤 委 員 教 育 長	附則 2 で「当分の間使用することができる」と示されていますが、当分の間とはどのくらいの期間を想定していますか。 既に印刷してある資料をできるだけ無駄にしないように使用しつつ、完全に切り替えたいと考えております。 それでは、議案第 2 号「旭川市教育委員会規則の読み点の表記を改める規則の制定について」及び議案第 3 号「旭川市教育委員会訓令の読み点の表記を改める訓令の制定について」は原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第 2 号及び議案第 3 号については原案どおり決定します。
適正配置担当課長	次に、議案第 5 号「旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について」、説明願います。 「旭川市立小・中学校適正配置計画」につきましては、令和 6 年 1 月 29 日から同年 1 月 29 日の期間で実施した意見提出手続、統廃合対象校ごとに開催した説明会での意見について市教委の考え方を整理し、2 月の教育委員会会議で報告後、子育て文教常任委員会で報告、公表いたしました。 計画（素案）からの変更点をまとめており、意見提出手続等で寄せられた意見から反映した変更点について、主な点を御説明いたします。 変更点につきましては、「児童数を『通常学級』と記載するのは、特別支援学級の保護者の気分を害したり誤解を招いたりするおそれがあるので、表現を見直した方が良い」という意見を踏まえ修正したので、ブロック別計画中の表現を「児童生徒数」「学級数」とし、通常の学級についての記載である旨の補足説明を別に記載することとしました。 なお、本計画策定時から通常の学級に応じて学校規模を区分しており、この考え方自体を変えるものではありません。 適正配置の進め方については、このほか「今後も児童数の増加が見込めない状況」であるという記載について、「令和 6 年度の将来推計では」に変更しております。説明会での「今後も児童数増加が見込めない根拠を明記してほしい」という意見を反映したもので、令和 6 年度の将来推計による見込みであることを示すものです。 また、永山中学校の通学区域の「目指す将来像」の「適正配置後」に永山東小学校が掲載されておりましたので、削除しております。 その他、分かりやすいよう表現の修正を行っております。 今後につきましては、本会議で御承認いただいた後、各学校、府内外へ配布するほか、市のホームページへ掲載し本計画を周知してまいります。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本案について御意見、御質問等はありますか。 ありません。 それでは、議案第 5 号「旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について」は原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第 5 号については原案どおり決定します。 次に、議案第 6 号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第 3 期）」の

教職員課長

策定について」、説明願います。

最初に、学校における働き方改革の目的です。

これまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保するということで、質の高い学びと持続可能な学校の実現につながる取組を推進することであり、これは当初、第1期からの目的と同じになります。

次に、これまでの取組の成果と課題ですが、全ての市立小中学校で平成31年4月から、客観的な方法により、教職員の勤務時間の計測と記録を開始しております。これにより、教職員には勤務時間を意識した働き方としてきており、毎年実施している意識調査の結果を見ましても働き方改革が進んでいると感じる者の割合や、時間外勤務の削減を意識しているという者の割合が上昇すると、多忙感を感じる者の割合や勤務時間を意識して勤務している者の割合は低下しているところでございます。

また、時間外在校等時間が月45時間の上限を超える教職員の割合も低下していますが、依然として上限を超えるものも一定程度おり、長時間勤務が必ずしも解消できておりません。職種でいうと、特に教頭や主幹教諭の割合が高い実態にあります。

これまでの進捗状況を踏まえて、今後も教職員の業務負担の軽減に向けた実効性のある取組を進めるとともに、学校においてさらなる業務改善に取り組むなど、引き続き学校における働き方改革を進めていく必要がありますことから、今回推進プランの第3期を設定することとしたものです。

次に、働き方推進プラン第3期の概要ですが、働き方改革は全ての関係者がそれぞれの立場で取組を進めていくことが重要であり、国、道教委の制度が大きく影響いたします。

そのため本プランにつきましては、道教委のアクションプラン第3期と整合を図りまして、その取組とも連携を図りながら推進していきたいと考えております。

目標につきましては引き続き、全ての教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内、1年間360時間以内とすることを目指します。

取組期間につきましては、令和7年度から9年度までの3年間といたします。

また、重視する視点につきましては、道教委のアクションプランに合わせまして①改革を自分事に、②自走するチーム、③地域との協働の三つを掲げております。

次に、具体的な取組です。

大きく五つの重点取組の項目を設定しておりますが、これらにつきましてこれまでのプランを引き継いでおり道教委のアクションプランにも沿ったものとなっております。

取組の一つ目は公務の効率化と役割分担の推進、二つ目は部活動指導に係る負担の軽減、三つ目は学校運営体制の見直しなどによる改善、四つ目は意識の変容を促す取組、五つ目は学校サポート体制の充実で、それぞれに具体的な取組を位置付けております。

取組内容については、これまで既に進めてきているものを引き続き継続していくものもありますが、今後より一層進めていく必要のあるものもあ

り、その主なものといたしましては、重点取組1では①のICTの活用による校務効率化の推進、②コミュニティースクールの取組等による地域等の連携協働をより一層進めていくことが必要と考えております。

重点取組2では、④の部活動の地域移行や地域連携、これは引き続き部活動改革にとって大きな課題となると考えております。

重点取組3では①教頭の業務縮減、これは道教委のアクションプランにも新たに取り入れた取組で、時間外勤務の多い教頭の負担軽減につながる取組を検討しながら進めていくものになると考えております。

重点取組4では引き続きの取組となります、働き方改革の意識を高める取組の推進、重点取組校では①ストレスチェックの実施や、健康管理体制の整備など、メンタルヘルス対策の推進、⑦の共同学校事務室の活用、これについては共同学校事務室を通じて事務職員の能力向上を図るものですが、継続して取り組んでいくこととなります。

今後は、この推進プラン第3期に基づきまして、具体的な取組を進め教職員が、児童生徒に接する時間を十分に確保し効果的な教育活動を行い、教育の質を高められるよう学校における働き方改革を進めてまいりたいと考えているところです。

教 育 長	本案について御意見、御質問等はありますか。
坂 田 委 員	教職員の時間外手当の取扱いは。
教 職 員 課 長	教職員には時間外手当はありませんが、教職員調整費用として4%程度支給されています。
近 藤 委 員	運動会など、学校行事がある土日勤務は、どのような取扱いとなっていますか。
伊 東 委 員	運動会などの学校行事は勤務日の扱いのため、ほかの日に代休を取得しています。
教 職 員 課 長	部活動については、出勤した場合は別の日に休むという形にしています。
教 育 長	それでは、議案第6号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第3期)の策定について」は原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第6号については原案どおり決定します。

#### 《 報告事項 》

教 育 長	それでは、報告事項に入ります。
学校 教 育 部 長	報告事項(1)「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。
	旭川市議会常任委員会が令和7年1月22日に開催され、日本共産党の中村委員から「小学校のプールの運営」について質疑があり、学校プールの管理状況やプール開放事業における管理員の確保などの課題、答弁をさせていただきました。
教 育 長	本報告について御意見、御質問等はありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項(1)「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告」については、報告を受けたこととします。

学校ICT担当課長	<p>次に報告事項（2）「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定と公表について」、報告願います。</p> <p>本件は現在準備を進めている次期期末更新に関わり、令和6年4月に策定された文部科学省公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領に基づき、国の補助金を受けるために必要な四つの計画を策定し、令和6年度末までに市のホームページで公表することについて報告いたします。</p> <p>「旭川市端末整備更新計画」については、端末の年度別台数、更新等の考え方、予備機整備、旧端末のリユース・リサイクル・処分等について記載しております。</p> <p>次に、「旭川市ネットワーク整備計画」については、各学校の通信帯域の確保、ネットワークアセスメントの実施と今後の改善の方向について記載しております。</p> <p>次に「旭川市公務DX計画」については、クラウド活用、FAX、押印廃止、フルクラウドの校務支援システム導入等について記載しております。</p> <p>「旭川市1人1台端末の利活用に係る計画」については、主に端末の利活用としてICTを活用した目指す学びの姿、日常的な利活用、学びの保障等について記載しております。</p> <p>今後につきましては、令和7年3月31日までに旭川市のホームページに公表するとともに、この四つの計画に基づき取組を進めていく考えでございます。</p> <p>本案について御意見、御質問等はありますか。</p>
教 育 長	<p>「旭川市ネットワーク整備計画」について、必要なネットワーク速度が確実でいる学校の割合が24.7%となっていますが、現在の状況は。</p>
学校ICT担当課長	<p>現在、国の示す基準の2割程度は確保できております。割合は2割に留まっていますが、実際は、日常使いできている学校が大半であり、支障なく各学校使えております。しかし、今後ますますネットワーク環境のデジタル化が進むに従い、ネットワークの整備はますます重要になりますので、例えば契約内容を変更するのか、抜本的な解決が必要なのかを調査をしているところでございます。今後必要な予算措置を講じて、ネットワーク回線の能力を発揮できるように努めていきたいと考えております。</p>
伊 東 委 員	<p>「旭川市校務DX計画」について、旭川市は全国と比較して校務DXが十分に進んでいるとは言いがたいとあるが、教職員に関わるアンケートや調査などのDX化を進めていくことは良いと思うが、地域の実情は大都市と地方でも異なるので、学校の状況に応じたより良いDX化を進めてほしいと思います。</p>
学校ICT担当課長	<p>国からは数値目標が示されていますが、各学校や旭川市の考え方もありますので、各学校と連携しながらできる範囲で取り組んでいこうと考えています。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項（2）「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定と公表について」は報告を受けたこととします。</p>
末木学校教育部次長	<p>次に報告事項（4）「旭川市における性に関する指導の策定について」、報告願います。</p> <p>概要を申し上げますと、国においては、性感染症などの性に関する現代的な課題がある中、本市においては、昨年9月、旭川市いじめ問題再調査委員</p>

会から市長に提出された報告書において、性に関するいじめが認定され、ユネスコなどが提唱した考え方である「改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイドライン」に則った包括的性教育の早期実現が示されたことを踏まえ、本市の児童生徒が、性に関する正しい知識とともに、自他の人権の尊重を基盤として、正しく判断し、行動しようとする態度を身に付けることが必要であると考え、本資料を発刊することにより、各学校の指導の推進を図ることとしたところです。

また、本市の学習の進め方の基本的な考え方としましては、これまで、我が国の学校教育においては、各教科や領域等、教育活動全体を通じて「性に関する指導」が進められてきたところですが、国際セクシュアリティ教育ガイドラインの考え方は、人間関係から生殖に関する健康まで、幅広い概念であり、また、発達段階に応じて、様々な要素が詳細に記載されており、その全てを扱うことは、授業時数の関係等からとうてい不可能でありますので、基本的には、学習指導に基づいて行っている学習において、国際セクシュアリティ教育ガイドラインの要素を意識しながら進めることとし、そこに、後ほど説明します新たな取組も位置付けることとしたところです。

端的に申しますと、本市で進める性に関する指導は、国で推進している性に関する指導よりも広い概念を含め、現在の取組を充実させる形で、包括的に性に関する指導を進めていくこととしたものであり、本資料はその考え方や内容等について整理し、学校に示すものになります。

資料の内容を説明してまいります。1ページでは、性に関する現代的な課題として、性情報の氾濫やSNSを介した性の被害が増加していること、エイズや性感染症について記載しております。

2ページでは、性に関する指導の考え方を示した中央教育審議会の答申内容を記載しており、3ページ、4ページには、それを受けた学習指導要領上の性に関する指導の取扱いについての記載内容を整理しております。

5ページでは、旭川市いじめ問題再調査委員会による報告書における再発防止の提言に示されている、性教育の国際的な指針となっている「国際セクシュアリティ教育ガイドライン」に示されている八つのキーコンセプトとそれぞれを分類したトピックについて整理しております。

6ページでは、本市における性に関する指導の考え方としまして、性に関する現代的な課題や学習指導要領における国の考え方を踏まえ、国際セクシュアリティ教育ガイドラインの考え方を参考にしながら、児童生徒に対し、正しい知識に基づく理解、適切に行動する判断力、自分や相手を大切に態度、人権意識を育むため、包括的に性に関する指導を進めることを示しております。

8ページでは、学校における具体的な取組について4点に分けて示しており、8ページから12ページまでは、全ての小・中学校において学習指導要領に基づく教科等の学習内容で扱う内容につきまして、国際セクシュアリティ教育ガイドラインに示されているトピックとの関連を明らかにして、性に関する指導の視点を整理しております。

続きまして13ページ、14ページでは、教材を活用して全ての小・中学校で扱う内容を示しており、内閣府が作成した教材を活用した、生命（いのち）の安全教育、市教委が作成した、いじめ等から人権を守る教育とSNS

の適切な利用に係る学習について記載をしております。

これらにつきましても、今年度も全ての小・中学校で実施されており、次年度も、性に関する指導を継続して実施いたします。

続きまして 15 ページは、外部講師を活用した取組であり、C A P 旭川による、子どもが暴力から自分を守るためのプログラム、法務局人権擁護委員協議会による人権教室、旭川市保健所によるエイズ・性感染症出前講座を示しております。

このうち、エイズ・性感染症出前講座につきましては、今年度までは希望する中学校においてのみ実施されておりましたが、次年度からは旭川市保健所の協力の下、全ての中学校において実施するということとしております。

16 ページは、旭川医科大学による派遣講座であり、次年度から新たに希望する中学校において実施することとしております。後ほど改めて説明させていただきますが、いわゆるはどめ規定の内容を取り扱うことを想定しております。

17 ページでは、各学校による性に関する指導を進める上での留意点について、4点に整理をしております。

また、いわゆるはどめ規定について整理をしており、はどめ規定とは、枠内に記載したとおり、学習指導要領上、小学校の理科と中学校の保健体育科において、「…は取り扱わないこととする」と示された内容となりますが、これらの発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、全ての児童生徒に対して共通に指導すべき事項ではないという趣旨になっております。

そのため、これらの内容を扱う際には、様々な配慮が求められており、その内容については 18 ページに示しております。

枠内に 5 点示しており、学校全体で共通理解を図ること、外部講師と事前に打合せを行い、学習内容を確認すること、児童生徒とその保護者に事前に周知し、発展的な内容学習することを希望しない児童生徒への配慮を行うこと、希望する児童生徒の参観を募ることが望ましいこと、授業後の児童生徒のケアを行うこととなっており、こうした配慮の下で適切に実施されるよう、学校の取組を支援しながら取組を進めております。

その際に、学校が保護者等に通知する文書については、配慮事項を踏まえた内容となるよう例を作成し示しております。

20 ページには、各学校において性に関する学校教育目標の下で、計画的かつ組織的に推進されるよう作成する全体計画のひな形を資料として示しております。

今後につきましては、年度内に本資料を学校に通知し、4月に行われる校長会や教頭会等において説明するとともに、6月には各学校の担当者を対象とした研修会を開催して、全ての学校においてこの資料の趣旨を踏まえた性に関する指導が推進されるよう取組を進めてまいります。

本案について御意見、御質問等はありますか。

この保護者等に配付する通知例は、新たに作成されたものですか。

本市としては、初めて作成した通知です。

「学習指導要領に準じた内容の授業を受けることも可能です。」という文

教 育 長  
伊 東 委 員  
末木学校教育部次長  
伊 東 委 員

	<p>章では、学習指導要領に準じていない内容を教育過程で扱うと捉えられるのではないかと思うが、この一文では、どのような授業や指導を行うのか保護者には分かりづらいので、「この内容について不安がある場合は確認してほしい」などとしたほうが良いのではないでしょうか。</p> <p>「学習指導要領に準じた内容」がどういった授業なのか、個別対応なのか、この記載では保護者に伝わらないのではと思います。</p> <p>通常とは別の授業を行うというものですが、保護者にも分かりやすいよう、文章を工夫します。自分の子どもにそういった授業を受けさせたくない場合もありますので、はどめ規定の内容を含む場合は、保護者にも通知を出すこととしています。</p> <p>どのような方が授業を行う予定ですか。</p> <p>看護学校の講師派遣講座では、学習指導要領では扱わない性行為や人工授精、避妊法についても扱っており、中学校についても希望する学校には実施したいという意向があると聞いています。既に講師には内容を確認しており、最終的には学校と相談していただくことになりますが、市教委としても一定程度関わりながら進めていきたいと考えております。</p> <p>子どもたちは最初、衝撃を受けると思いますが、できれば全校で実施するよう周知したほうが良いと思います。</p> <p>ほかはよろしいでしょうか。旭川市でも性感染症が非常に増えていると保健所からも聞いていますので、生徒に知っておいてもらう必要があると思います。</p> <p>それでは、報告事項（4）「旭川市における性に関する指導の策定」については報告を受けたこととします。</p> <p>次に報告事項（5）「令和7年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」、報告願います。</p> <p>本プランは、確かな学力の育成に向け、市内小・中学校において重点的に指導する取組や、教育委員会が推進している事業等を体系的にまとめたものです。</p> <p>はじめに、本プランの中心となる資料中央部の「確かな学力を育成する指導の重点」について、重点の三つの柱として、「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい習慣づくり」を位置付けており、三つの柱は昨年度まで「望ましい学習習慣づくり」としておりましたが、確かな学力育成に向けては学習習慣だけではなく、生活習慣も大きく関係していることを強調したいため、柱を学習習慣と限定せず生活習慣を含めた「望ましい習慣づくり」に変更することとしたところです。</p> <p>また、重点の三つの柱にはそれぞれに3点の、併せて九つの取組を示しております。</p> <p>取組の昨年度からの変更点につきましては、一つ目の柱「学びを深める授業づくり」の②及び③をこれまで取り組んできた内容をさらに深く取り組むことを目指し、活動や指導の「工夫」から「充実」に修正いたしました。</p> <p>二つ目の柱「落ち着いた学級づくり」では、②について「一人一人が安心して自分の力を存分に発揮することができる学級風土の醸成」とし、児童生徒が自分の力を発揮しやすい学級風土の視点を位置付け、③については「学習内容の定着や主体的な学びを促す学習環境の整備」とし、内容は大きく変</p>
--	---

	<p>更しておりませんが若干表現を修正しております。</p> <p>三つ目の柱「望ましい習慣づくり」については、①、②、③それぞれについて、学習習慣・生活習慣の見直しを図り、家庭学習の習慣化を図るとともに1人1台端末も効果的に活用しながら、家庭学習を充実させる取組を進めるよう表現の修正を行いました。</p> <p>次に、資料の中心から外側及び下段では、確かな学力育成に係る教育委員会による学校の教育活動支援や、家庭・地域との連携・協働の取組をまとめています。</p> <p>令和7年度のプランには、赤色の丸で囲まれた「学校」の左にあります「いじめの防止等の取組の推進」の欄に包括的な性に関する指導の推進について、「学校」の右側「情報教育の充実」の欄に情報モラル教育等に係る学習について、次年度からの取組を踏まえ新たに記載しております。</p> <p>また、その隣の欄は、「社会的自立に向けた支援の充実」としております。これは、昨年度までは「不登校及びその傾向にある児童生徒への支援の推進」としておりましたが、不登校等の児童生徒の支援の目指す姿として「社会的自立」であることを明確にするために変更することとし、具体的な取組として新たに校内教育支援センターの設置などを記載しております。</p> <p>また、そのほかの欄についても次年度の取組等を踏まえ、若干の加除修正等を行っております。</p> <p>本プランについては、4月の校長会議及び教頭会議で説明するほか、教育指導課による学校訪問指導等において、各学校の取組状況について確認し指導助言を行うとともに周知の徹底を図ってまいります。</p> <p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p> <p>主藤社会教育部次長</p> <p>本報告について御意見、御質問等はありますか。 いません。</p> <p>それでは、報告事項（5）「令和7年度旭川市確かな学力育成プランの策定」については報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（6）「令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催について」、報告願います。</p> <p>令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催日時等について、本年3月5日に開催した第6回旭川市20歳を祝うつどい実行委員会にて承認されましたので御報告いたします。</p> <p>開催日等について、令和7年旭川市20歳を祝うつどいの参加者等から変更などの意見は寄せられていないことから、令和8年についても本年同様、成人の日の前日である令和8年1月11日（日）に、午前・午後の2部構成でそれぞれ午前11時、午後3時から開催したいと考えております。</p> <p>また、会場は例年どおり旭川市民文化会館とし、地区割も本年と同様としたいと考えております。開催日時や会場、地区割については、4月初旬にホームページで公表したいと考えております。</p> <p>なお、つどいの詳細につきましては、改めて御報告させていただきます。</p> <p>本報告について御意見、御質問等はありますか。 いません。</p> <p>それでは、報告事項（6）「令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催について」は報告を受けたこととします。</p>
--	--

	<p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各 委 員 局 事 務 局</p>	<p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
	<p>《 秘 密 会 》</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ここからは、秘密会といたします。</p>
	<p>＜議案第4号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱」について＞ 令和7年4月1日から令和9年3月31日までを任期とする中原悌二郎賞選考委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p>＜報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）」について＞ 令和7年2月10日付け旭川市立学校職員の処分内申について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p>＜報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」＞ 令和7年2月14日から同月16日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p>＜報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」＞ 令和7年2月1日付けから同月28日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p>＜報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）」について＞ 令和7年2月10日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同月25日付けで決定した処分内容の報告を受けた。</p>
	<p>＜報告事項（3）旭川市立学校職員の懲戒処分について＞ 令和7年2月25日付け旭川市立学校職員の懲戒処分について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
<p>教 育 長 文 化 振 興 課 長</p>	<p>次に、報告第7号「第8回井上靖記念文化賞受賞者の決定について」、報告願います。 第8回井上靖記念文化賞につきましては、令和7年2月6日の定例教育</p>

委員会会議において推薦状況を報告していたところであります。

その後、3月15日に東京都内で選考委員会を開催し協議した結果、28件の候補の中から2名の受賞者が決定いたしました。

第8回井上靖記念文化賞の受賞者は、言語学者の中川 裕 氏であります。

受賞理由は、アイヌ語・アイヌ文化の専門家としてその構造と歴史を深く研究し、専門領域にとどまらず、それを“生きた言語”“生きた文化”として、現代日本の社会に提供したことが評価されたためです。

また、井上靖記念文化賞特別賞の受賞者を、翻訳家の斎藤 真理子 氏に決定いたしました。

受賞理由は、韓国文学が日本で多くの読者に受け入れられるきっかけを作った翻訳の第一人者であり、激動の韓国現代史の中で、暴力によって生命や家族を失ったり、理不尽な人生を歩まざるを得なかつたりした弱い立場の人々に光を当て、共感を広げたことが評価されたためです。

贈呈式につきましては、本年5月24日（土）16時からアートホテル旭川にて開催する予定です。また、贈呈式終了後に受賞者による記念講演会を行ふことも予定しております。

詳細が決まりましたら、御案内させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

本報告について、御意見、御質問等はありますか。

ありません。

それでは、報告第7号「第8回井上靖記念文化賞受賞者の決定」については、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

異議ありません。

（教育長）

「異議なし。」と認め、報告第7号については報告のとおり了承することといたします。

### 《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

それでは、以上で令和7年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

### 《 閉 会 》

教 育 長  
各 委 育  
教 員 長  
各 委 育  
教 員 長

教 育 長  
各 委 育  
教 員 長